

- 4 埋立地の用途
公園緑地、漁業関連用地、護岸
- 5 埋立ての免許年月日及び番号
平成2年10月26日
熊本県指令港第7号
- 6 公有水面埋立法第22条第3項の市町村
熊本市

熊本県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成17年1月12日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。
平成17年1月12日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	菊池市大字大平字大浦	176.0	国特一
		1079番1地先から		
		同所 同字 1058番地先まで		

2 供用開始する期日 平成17年1月12日

熊本県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成17年1月12日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。
平成17年1月12日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡苓北線	本渡市本戸馬場	234.5	街路改良
		836番3地先から		
		同所 2088番1地先まで		

2 供用開始する期日 平成17年1月12日

熊本県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成17年1月12日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。
平成17年1月12日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	南田内大臣線	上益城郡矢部町大字長原字山宮谷	159.0	単道改
		1284番2地先から		
		同所 同字 1303番地先まで		

2 供用開始する期日 平成17年1月20日

熊本県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年1月12日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年1月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	菊池鹿北線	鹿本郡菊鹿町大字山内字鶴次郎 2263番1地先から 同 所 同 字 2262番1地先まで	40.5	単 防 災

2 供用開始する期日 平成17年1月21日

熊本県告示第35号

平成17年1月15日から山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町を廃し、その区域をもって山鹿市を設置することに伴い、鹿北町の公平委員会の事務の委託を平成17年1月14日限り廃止する。

平成17年1月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第36号

平成17年1月15日から山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町を廃し、その区域をもって山鹿市を設置することに伴い、菊鹿町の公平委員会の事務の委託を平成17年1月14日限り廃止する。

平成17年1月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第37号

平成17年1月15日から山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町を廃し、その区域をもって山鹿市を設置することに伴い、鹿本町の公平委員会の事務の委託を平成17年1月14日限り廃止する。

平成17年1月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第38号

平成17年1月15日から山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町を廃し、その区域をもって山鹿市を設置することに伴い、鹿央町の公平委員会の事務の委託を平成17年1月14日限り廃止する。

平成17年1月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第39号

平成17年1月15日から宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町を廃し、その区域をもって宇城市を設置することに伴い、三角町の公平委員会の事務の委託を平成17年1月14日限り廃止する。

平成17年1月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第40号

平成17年1月15日から宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町を廃し、その区域をもって宇城市を設置することに伴い、不知火町の公平委員会の事務の委託を平成17年1月14日限り廃止する。

平成17年1月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第41号

平成17年1月15日から宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町を廃し、その区域をもって宇城市を設置することに伴い、松橋町の公平委員会の事務の委託を平成17年1月14日限り廃止する。

平成17年1月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第42号

平成17年1月15日から宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町を廃し、その区域をもって宇城市を設置することに伴い、小川町の公平委員会の事務の委託を平成17年1月14日限り廃止する。

平成17年1月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第43号

平成17年1月15日から宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町を廃し、その区域をもって宇城市を設置することに伴い、豊野町の公平委員会の事務の委託を平成17年1月14日限り廃止する。

平成17年1月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第44号

鹿央町山鹿市中学校組合が平成17年1月14日限り解散するため、同組合の公平委員会の事務の委託を同日限り廃止する。

平成17年1月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第45号

松橋不知火下水道組合が平成17年1月14日限り解散するため、同組合の公平委員会の事務の委託を同日限り廃止する。

平成17年1月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

公 告**熊本県公告第27号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営中島地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年1月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営中島地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年1月13日から平成17年2月9日まで
- 3 縦覧場所
鏡町役場、宮原町役場及び千丁町役場

熊本県公告第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営志岐地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年1月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子